

あなたの力を必要としている人がいます

成年後見制度と市民後見人

日頃、私たちは自分のお金のこと、身の回りのことを自分で考え生活しています。ふとしたとき、思ったことはありませんか。「自分でできなくなったら(判断できなくなったら)どうしよう」と。今号では、1人で判断が難しくなった方を法的に保護する成年後見制度の仕組みと、その中でも身近な強い味方市民後見人について紹介します。

〈問合せ〉 障害福祉課 ☎9633119164、地域包括ケア推進課 ☎9633119163

成年後見制度を
ご存じですか

成年後見制度は、介護保険制度と併せて平成12年にスタートしました。認知症や知的障がい、精神上的の障がいがあることなどによって、判断能力が十分でない方の利益を守るための制度です。

判断能力が十分でなくなると、不動産や預貯金などの財産管理をすることが難しくなります。また、介護などのサービスや施設入所の契約内容が本人の望む内容になっていくのかどうかを判断することも、不利益な契約であったりも、不利益となつていくことが理解できずに契約を結んでしまうことがあるため、悪質

後見人等ができること

- できないこと
- 医療行為の同意
 - 連帯保証人や身元引受人になる
 - 本人の日用品の購入に対する取り消し
 - 実際に家事や介護などをすること など

後見人等ができることは、被後見人等の「財産を守ること

後見人等に
選任されている人

(財産管理)と、「これまでと同じように安定した生活ができるよう契約や手続きを行い見守ること(身上保護)」です。

法定後見制度では、どのような人が後見人等になっていくのでしょうか。

平成30年の後見人等と被後見人等の関係の割合は、行政書士や司法書士、社会福祉士、税理士、弁護士などの専門職



弁護士、
司法書士などの
専門職



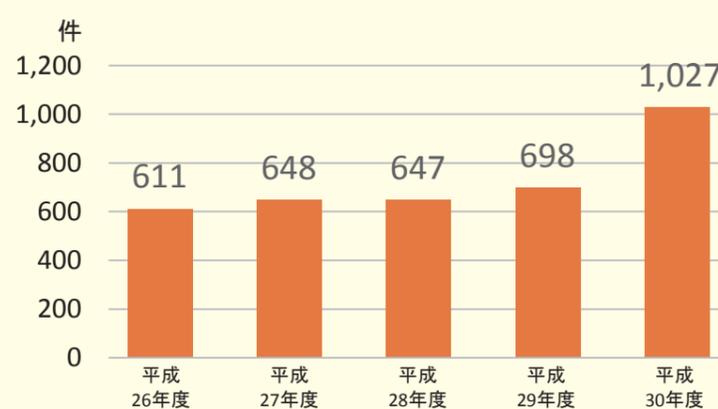
親・子・兄弟
などの親族



同じ地域に住み、同じ目線で
きめ細やかな支援ができる

市民後見人

図1 成年後見センターこしがやの相談件数の推移



令和元年(2019年)11月1日現在、市の人口の24.96%にあたる約8万6000人が65歳以上となっています。平成23年に成年後見制度の内容や利用方法などの相談窓口として開所した「成年後見センターこしがや」でも、相談件数が増加しています(図1)。

成年後見制度には
種類があります

成年後見制度は、本人の判

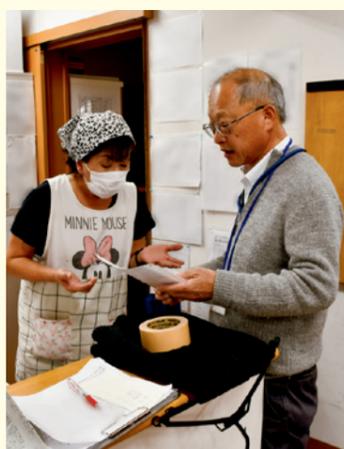
断能力に応じて、いつ、誰が成年後見人等を選ぶかで、大きく「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つに分けることができます。

本人の状況	法定後見制度 裁判所が本人の判断能力の程度によって選びます	任意後見制度 本人が選びます
判断能力がほとんどない	● 本人の状況 ● 本人の判断能力がほとんどない	● 本人の判断能力がほとんどない
判断能力が著しく不十分	● 本人の状況 ● 本人の判断能力が著しく不十分	● 本人の判断能力が著しく不十分
判断能力が十分でない	● 本人の状況 ● 本人の判断能力が十分でない	● 本人の判断能力が十分でない
将来に備えたい	● 本人の状況 ● 本人の判断能力が十分でない	● 本人の判断能力が十分でない

*後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が、権限の範囲内で被後見人等(後見人等から支援を受ける本人)を支援します



被後見人と面会する市民後見人の孤田さん(左)



入所施設の方と被後見人の体調について話す市民後見人の中川さん(右)

身近な味方市民後見人

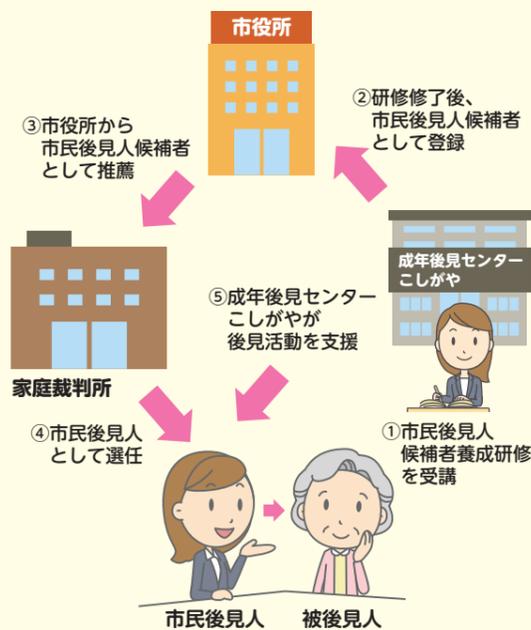
市では、平成25年から市民後見人候補者養成研修を行っています。これまで49人が養成研修を受講し、現在、16人が市民後見人として活動しています。

本市の市民後見人には、仕事をしながら活動する方、定年後のセカンドライフを楽しむ方がいます。やりがい

市民後見人は、被後見人等とつながり、寄り添うことの大切さを実感できた、「被後見人等の方の表情が変化すると、喜んでもらえる手伝いできた」と話される方もいます。

特集

市民後見人として活動するまでの流れ



成年後見センターこしがやの様子

市民後見人として活動してみませんか

左図は、本市で市民後見人として活動するまでの流れを簡単に表したものです。市民の方が市民後見人として活動したい場合、まず、(福)越谷市社会福祉協議会が開催する市民後見人候補者養成研修を受講する必要があります。この研修を修了した方が、市に市民後見人候補者(以下、候補者)として登録されます。候補者は登録後すぐに市民後見人になるわけではなく、家庭裁判所からの選任を受けて初めて市民後見人として活動することが出来ます。

(福)越谷市社会福祉協議会が運営する成年後見センターこしがやでは、市から委託を受けて市民後見人候補者の養成や、市民後見人の活動に対する相談・支援を行っています。また、市では今後も、より多くの方に成年後見制度のことや市民後見人について知っていただけるよう、講演会や市民後見人候補者養成研修の開催を予定しています。「まずは成年後見制度から理解したい」という方は、下記の講演会で制度を分かりやすく紹介します。ぜひお越しください。

「相談」は始めの二歩！ 成年後見センターこしがやをご利用ください

市民後見人に興味がある方、成年後見制度を利用したい方のご相談を随時受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

〈所在地〉 中央市民会館1階(越ヶ谷4の1の1)
 〈問合せ〉 成年後見センターこしがや ☎966112281
 (午前8時30分～午後5時。土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
 *窓口での相談をご希望の場合は、事前に電話でお問い合わせください。

成年後見制度講演会 楽しく学んでみませんか？ 成年後見制度のあれやこれ



▲水島俊彦さん



▲青空一風千風さん

〈対象〉
〈費用〉
〈申込み〉

無料
市内在住・在勤・在学の方300人
当日会場へ

〈内容〉 「楽しく学んでみませんか？ 成年後見制度のあれやこれ」。

〈日時〉 令和2年(2020年)2月25日(火)、午前10時30分～午後0時30分(午前10時開場)

〈場所〉 中央市民会館劇場

自分には何かあった後、知的障がいのある子どもはどうなるんだろう...
自分が認知症になったら財産などの手続きはどうしたらいいんだろう...
そんな不安を解消する成年後見制度を、漫才を通じて楽しく学べる講演会です。さらに弁護士による解説で分かりやすく理解を深められる内容になっています。

市民後見人として活動している方にお話を伺いました

皆さんに活動の内容や活動する中で感じたこと、やりがいなどを教えていただきました。



こもたのぶゆき 孤田宣之さん

被後見人の方にも生きることの楽しさを感じてもらいたい

市民後見人になったきっかけは、(福)越谷市社会福祉協議会が地区民生委員・児童委員協議会で行った市民後見人の説明会でした。地域の高齢者や生活に困っている方に寄り添うなかで、活動できるうちは何か社会貢献していきたいと思ひ、市民後見人候補者養成研修に応募しました。

私が後見人をしていいる方は、認知症の高齢の女性です。現在は施設に入所されていますが、本人がアパートで家族と一緒に住んでいたときから担当しています。

アパートに住んでいたときは、旦那さんが買い出しや食事を用意していましたが、旦那さん本人も高齢で思うように動けなくなっていたので、掃除や洗濯などが行き届かず、生活状況は良好といえるものではありませんでした。「本人と家族のためにも、早く施設に入所した方がいいのでは」という話を関係者からされることもありましたが、本人の「家族と一緒にいたい」という意思を尊重し、少しでも長く家族と一緒にいられるようサポートしました。旦那さんが亡くなり、施設への入所が必要になったときは、入所手続きやアパートの引き払いなどを(福)越谷市社会福祉協議会と一緒に進めることができましたので、スムーズに進めることができました。

現在は、本人に会いに週1回、施設を訪ねています。話をしたり、時には歌を歌ったりしながら本人の健康状態を確認しています。本人は重い認知症のため、会話の内容もすぐに忘れてしまいますが、毎回、私の訪問を喜んで迎えてくれるのがうれしくて、私も社会の役に立てていると感じることが出来ます。

市民後見人として活動するにあたって、私は、近すぎず遠すぎず本人に寄り添うよう心がけています。市民後見人はあくまで被後見人の代理です。本人の立場に立って活動するのはもちろんのこと、共に生きているということを感じること、私自身生かされていると感じますし、被後見人にも生きることに楽しさを感じてもらえればと思っています。



みたでら 三田寺しず江さん

人と触れ合いながら学び続ける楽しさが生活に張りを与えてくれます

福祉の仕事に携わっていたころ、しばしば障がいのある方やご家族から成年後見制度の話を伺っていました。話を聞くうち興味を持ちまして、退職後、市民後見人候補者養成研修を受講することになりました。市民後見人候補者になるまでいろいろな研修があるので、大変自分の勉強になりました。

私が後見人をしていいる方は知的障がいのある50代の女性で、グループホームで生活をしており、日中は就労継続支援事業所(以下、事業所)で働いています。月に1回ずつ、生活するグループホームと事業所に伺って、生活の様子を見せていただくほか、本人の健康状態などをお話しています。

事業所では、管理している方と作業の様子や、通退所時のことなどを相談し合ったりします。最近では、本人が通所で利用しているバスの時間が変わってしまうので、本人が乗り過ぎをしないためにどうしたらいいか、といったことを、事業所やグループホームの方と相談し、一緒に対応を考えました。

本人とはグループホームや事業所の休憩時間にお話をするので、私は本人がお話を始めるまで待つように心がけています。ついには私から何か困っていることはないですか、という話しかけなくなってしまうのですが、じっくり待つことで、本当に本人が望んでいることは何だろう、と考えることができます。

私は、後見人としての活動で外に出ることによって、社会とつながっていることを実感できますし、健康増進にもつながっていると感じています。市民後見人同士でも交流会などがありますので、情報交換もでき、活動に生かせるほか、人とのつながりの輪を広げることが出来ます。また、関係する法律が毎年のように変わりますので、行政書士などの専門職の方からお話を聞くことができる継続研修があり、ずっと勉強が続けられるので、生活に張り合いがあります。